

## 改 正 後

## 改 正 前

## 住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書

この明細書は、住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の額を計算するために使用します。  
 この明細書は、住宅借入金等特別控除を受けるための書類とともに申告書と一緒に提出してください。

氏名 \_\_\_\_\_

三  
面

## 1 家屋や土地等の取得対価の額

	(A) 家屋	(B) 土地等	(C) 合計	(D) 増改築等
取 得 対 価 の 領 等	① 一面の(1) 円	一面の(2) 円	一面の(3) 円	一面の(4) 円
あ な た の 共 有 持 分 ※ 共有となっている場合にのみ書いてください。	② _____	_____	_____	_____
あ な た の 持 分 に 係 る 取 得 対 価 の 領 等 (① × ②)	③ 円	円	(A)+(B)+(3) 円	円

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

## 2 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	(E) 住宅のみ	(F) 土地等のみ	(G) 住宅及び土地等	(H) 增改築等
新築、購入及び増改築等に係る 住 宅 借 入 金 等 の 年 末 残 高	④ 円	円	円	円
連帯債務に係るあなたの負担割合 (四面の④の割合) ※ 連帯債務がない場合には、100%と書きます。	⑤ %	%	%	%
住 宅 借 入 金 等 の 年 末 残 高 (四面の⑤の金額) ※ 連帯債務がない場合には、④の金額を書きます。	⑥ 円	円	円	円
③と⑥のいづれか少ない方の金額	⑦			
居 住 用 割 合	⑧ (一面の④÷⑤) %	(一面の⑤÷⑥) %	(一面の④÷⑦) %	(一面の⑤÷⑧) %
居 住 用 部 分 に 係 る 住 宅 借 入 金 等 の 年 末 残 高 (⑦ × ⑧)	⑨ 円	円	円	円
住宅借入金等の年末残高の合計額 (E)+(F)+(G)+(H)	⑩ (下の※5参照)			
※ ⑩の金額を一面の「5 住宅借入金等特別控除額の計算」の「住宅借入金等の年末残高の合計額④」に転記します。				

※ 1 ④欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます)。

なお、⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑤又は⑦の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。

2 ⑦欄の記入に当たっては、「住宅取得等のための金銭の贈与の特例」(以下「特例」といいます。)の適用を受けた方の⑦欄の金額は、次により計算した金額と⑥のいづれか少ない方の金額を書きます。

$$\text{⑦欄の金額} (\quad \text{円}) - \text{特例の適用を受けた金額} (\quad \text{円}) = (\quad \text{円})$$

3 ⑧欄の割合は、小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて書きます。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と書きます。

なお、⑥の⑧欄と⑦の⑧欄の割合の差が10%以内(前記ただし書きに該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、一面の①の面積は「一面の④×⑥の⑧」とし、⑦の⑧欄は、⑥の⑧欄の割合を書いても差し支えありません。

4 ⑥の⑧欄の記入に当たっては、⑥の⑧欄と⑦の⑧欄の割合が同じ場合には、⑥の⑧欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑧欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

$$\text{i } ⑥の⑦欄の金額 (\quad \text{円}) \times \frac{\text{⑥の③欄の金額} (\quad \text{円})}{\text{⑥の③欄の金額} (\quad \text{円})} \times \text{⑥の⑧欄の割合} (\quad \%) = (\quad \text{円})$$

$$\text{ii } ⑥の⑦欄の金額 (\quad \text{円}) \times \frac{\text{⑥の③欄の金額} (\quad \text{円})}{\text{⑥の③欄の金額} (\quad \text{円})} \times \text{⑦の⑧欄の割合} (\quad \%) = (\quad \text{円})$$

5 ⑩欄は、次の i から iv に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。

i 平成18年中に居住の用に供した場合……3,000万円

ii 平成17年中に居住の用に供した場合……4,000万円

iii 平成11年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合……5,000万円

iv 「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を選択した場合……3,000万円

○ 次に該当する方は、書き方にについて税務署におたずねください。

(1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受ける方

(2) 新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受ける方

## 住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書

この明細書は、住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の額を計算するために使用します。  
 この明細書は、住宅借入金等特別控除を受けるための書類とともに申告書と一緒に提出してください。

氏名 \_\_\_\_\_

三  
面

## 1 家屋や土地等の取得対価の額

	(A) 家屋	(B) 土地等	(C) 合計	(D) 増改築等
取 得 対 価 の 領 等	① 一面の② 円	一面の③ 円	一面の④ 円	一面の⑤ 円
あ な た の 共 有 持 分 ※ 共有となっている場合にのみ書いてください。	② _____	_____	_____	_____
あ な た の 持 分 に 係 る 取 得 対 価 の 領 等 (① × ②)	③ 円	円	(A)+(B)+(3) 円	円

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

## 2 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	(E) 住宅のみ	(F) 土地等のみ	(G) 住宅及び土地等	(H) 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る 住 宅 借 入 金 等 の 年 末 残 高	④ 円	円	円	円
連帯債務に係るあなたの負担割合 (四面の④の割合) ※ 連帯債務がない場合には、100%と書きます。	⑤ %	%	%	%
住 宅 借 入 金 等 の 年 末 残 高 (四面の⑤の金額) ※ 連帯債務がない場合には、④の金額を書きます。	⑥ 円	円	円	円
③と⑥のいづれか少ない方の金額	⑦			
居 住 用 割 合	⑧ (一面の④÷⑤) %	(一面の⑤÷⑥) %	(一面の④÷⑦) %	(一面の⑤÷⑧) %
居 住 用 部 分 に 係 る 住 宅 借 入 金 等 の 年 末 残 高 (⑦ × ⑧)	⑨ 円	円	円	円
住宅借入金等の年末残高の合計額 (E)+(F)+(G)+(H)	⑩ (下の※5参照)			
※ ⑩の金額を一面の「5 住宅借入金等特別控除額の計算」の「住宅借入金等の年末残高の合計額④」に転記します。				

※ 1 ④欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます)。

なお、⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑤又は⑦の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。

2 ⑦欄の記入に当たっては、「住宅取得等のための金銭の贈与の特例」(以下「特例」といいます。)の適用を受けた方の⑦欄の金額は、次により計算した金額と⑥のいづれか少ない方の金額を書きます。

$$\text{⑦欄の金額} (\quad \text{円}) - \text{特例の適用を受けた金額} (\quad \text{円}) = (\quad \text{円})$$

3 ⑧欄の割合は、小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて書きます。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と書きます。

なお、⑥の⑧欄と⑦の⑧欄の割合の差が10%以内(前記ただし書きに該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、一面の①の面積は「一面の④×⑥の⑧」とし、⑦の⑧欄は、⑥の⑧欄の割合を書いても差し支えありません。

4 ⑥の⑧欄の記入に当たっては、⑥の⑧欄と⑦の⑧欄の割合が同じ場合には、⑥の⑧欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑧欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

$$\text{i } ⑥の⑦欄の金額 (\quad \text{円}) \times \frac{\text{⑥の③欄の金額} (\quad \text{円})}{\text{⑥の③欄の金額} (\quad \text{円})} \times \text{⑥の⑧欄の割合} (\quad \%) = (\quad \text{円})$$

$$\text{ii } ⑥の⑦欄の金額 (\quad \text{円}) \times \frac{\text{⑥の③欄の金額} (\quad \text{円})}{\text{⑥の③欄の金額} (\quad \text{円})} \times \text{⑦の⑧欄の割合} (\quad \%) = (\quad \text{円})$$

5 ⑩欄は、次の i から iv に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。

i 平成18年中に居住の用に供した場合……3,000万円

ii 平成17年中に居住の用に供した場合……4,000万円

iii 平成11年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合……5,000万円

iv 「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を選択した場合……3,000万円

○ 次に該当する方は、書き方にについて税務署におたずねください。

(1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受ける方

(2) 新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受ける方